

取引参加者の売買管理体制の強化等に伴う「取引参加者における不公正取引の防止のための
売買管理体制に関する規則」の一部改正について

平成23年7月27日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

取引参加者の売買管理体制の強化等を図る観点から、インターネットを利用した取引に関し、売買審査の実効性の確保に必要な情報の保存を義務付ける「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を一部改正することとします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
○インターネット取引に関する情報の保存	・取引参加者はインターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報として当取引所が定める情報をその定めるところにより保存しなければならないものとします。	・売買審査の実効性の確保に必要な情報は、情報処理技術の進展等によって大きく変化する可能性があることなどを踏まえ、当取引所が別に定めることとします。

III. 実施時期（予定）

平成24年1月1日から実施します。

以 上